

令和8年（フ）第3407号
東京都港区芝4丁目5番9号
破産者 株式会社徳都
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3416号
東京都江東区大島1—34—14、商業登記簿上の本店所在地東京都江東区南砂1丁目8番14号
破産者 有限会社八助
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3417号
東京都江東区南砂1丁目8—14
破産者 飯嶋 ヤス
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3436号
東京都豊島区南大塚2丁目38番1号
破産者 合同会社EGG KIDS
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3473号
東京都足立区島根2丁目24—11—402
破産者 新妻 一敏
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3483号
東京都西多摩郡瑞穂町石畑205番地1
破産者 株式会社岸製作所

1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3484号
東京都東大和市南街2丁目104—2 オレンジハイツⅡ 105
破産者 岸 陽三
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3485号
東京都東村山市栄町2丁目35 栄町2丁目第3アパート1—201、開始決定時の住所東京都東大和市清原1丁目1—33—110
破産者 岸 博夫
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3558号
東京都大田区東雪谷2丁目17番2号 K&S 201
破産者 株式会社鈴芸塗装工業
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3559号
東京都大田区東雪谷2丁目17—2—201
破産者 鈴木 保彦
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3560号
東京都国立市東1丁目15番11号 448ビル3F
破産者 株式会社サイバースポーツ

1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3612号
東京都江東区東砂5丁目17番11号
破産者 有限会社府鳥塗装店
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3613号
東京都江東区東砂5丁目5—11
破産者 古川 竜一（旧姓府鳥）
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3707号
東京都練馬区東大泉3丁目53—1—303
破産者 関塚真理子
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3717号
東京都中野区沼袋3丁目20番3号
破産者 株式会社ジェイ・イー・シー
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3718号
東京都練馬区大泉学園町2丁目23—65—102
破産者 田内 進
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3827号
東京都品川区八潮5丁目1—2—507
破産者 本尾依里奈
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3846号
東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号 渋谷道玄坂東急ビル2F—C
破産者 株式会社INTERPLAY
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3851号
東京都大田区山王2丁目5番6号 SANN OBRIDGE
破産者 株式会社若葉フーズ
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3852号
東京都大田区大森北3丁目29—24—207
破産者 溝口 浩
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3916号
東京都北区西ヶ原2丁目38—8—203
破産者 櫻下 義文
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部